

一般社団法人兵庫県産業資源循環協会研修

# はじめての廃棄物処理法

---

英保 次郎



# 廃棄物処理法

---

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
＝廃棄物処理法、廃掃法(はいそうほう)
- 産業廃棄物＝産廃(さんぱい)
- 一般廃棄物＝一廃(いっぱい)
- 特別管理産業廃棄物＝特管産廃(とくかん)
  
- 法、政令、省令(規則)
  
- 「廃棄物処理法のポイント」・・・ページ記載

# 廃棄物処理法の構成

## 総則

廃棄物の定義  
責務  
清潔の保持  
都道府県産業廃棄物処理計画

## 一般廃棄物

市町村の処理等  
一般廃棄物の処理  
一般廃棄物処理計画

### 市町村の処理等

処理基準  
委託基準

処理業

処理施設

## 産業廃棄物

事業者の処理  
産業廃棄物管理票

### 事業者の処理

処理基準  
委託基準

処理業

処理施設

## 雑則

投棄の禁止  
焼却禁止  
改善命令、措置命令  
生活環境保全上の支障の除去

## 罰則

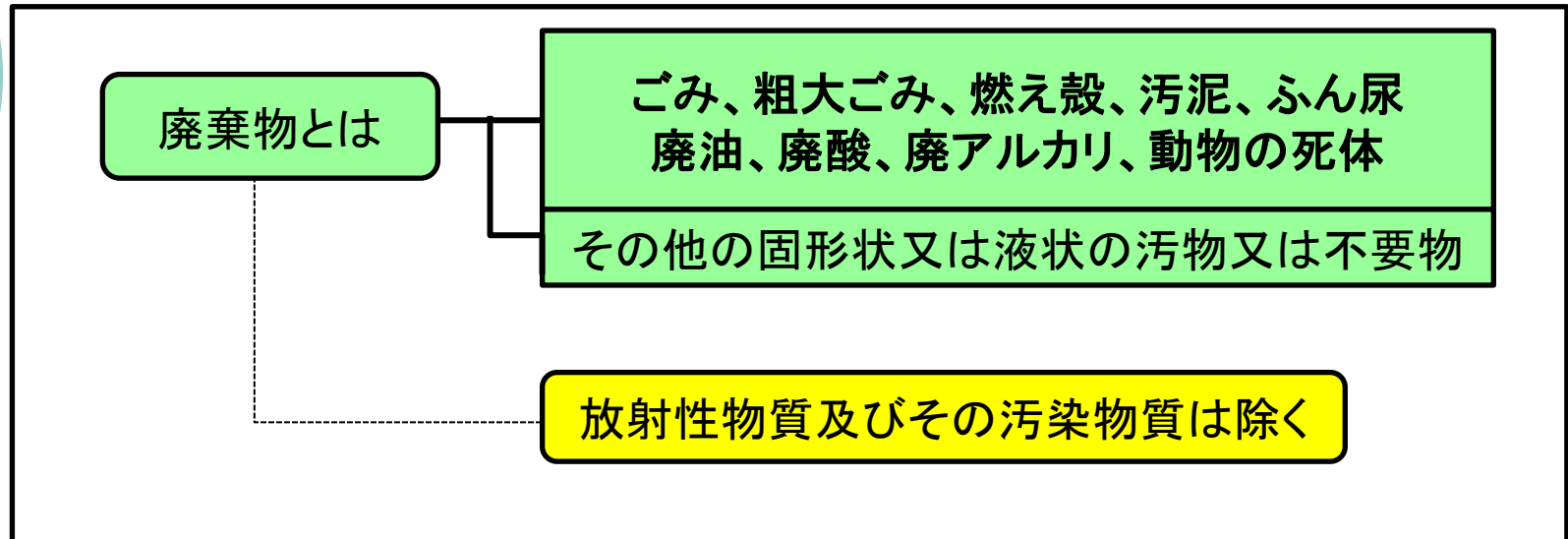
無許可営業  
命令違反  
産廃管理票の虚偽記載・交付  
法人等両罰規定

# 今日の内容

---

1. 廃棄物とは
2. 廃棄物処理責任
3. 産業廃棄物の委託
4. 廃棄物処理基準
5. 産業廃棄物処理業
6. 不法投棄・不法焼却
7. 罰則

# 1 廃棄物とは (法第2条)



# 1. 廃棄物と有価物

---

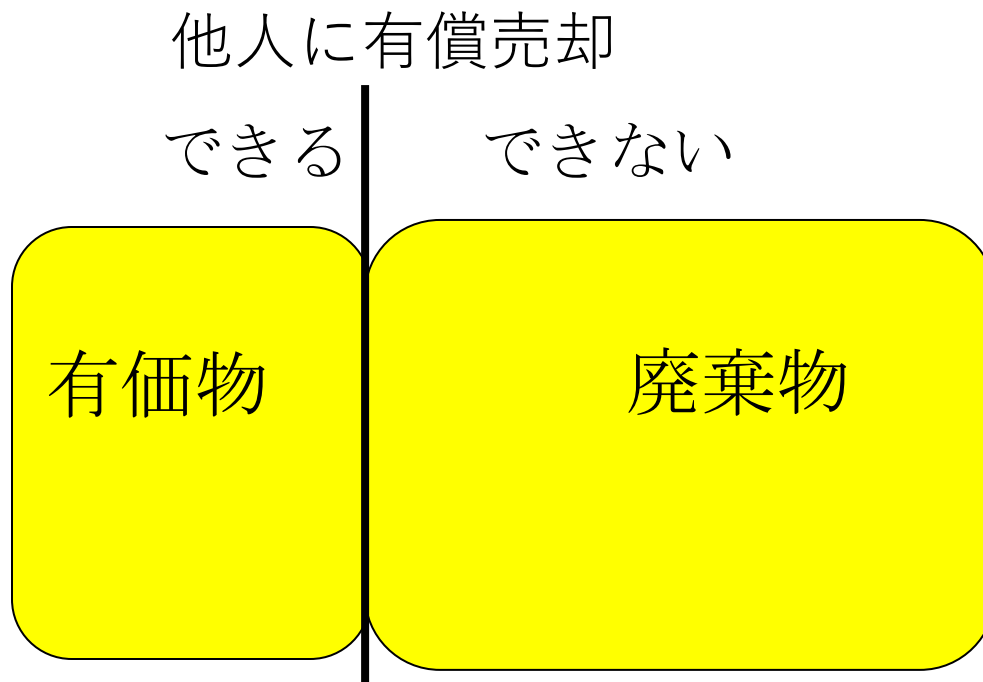
## ○ 不要物

廃棄物とは占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができなくなったために不要になったもの

自ら利用しない・他人に有償売却できない

# 有償かどうか

---



# 有価物は廃棄物ではない

---

廃棄物に該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案して判断すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できる物ではない。

## (総合判断説)

- ①排出の状況、②物の性状、
- ③通常の見扱い状況、④取引価値の有無、
- ⑤占有者の意志



## 廃棄物とは

### 5つの要素で総合的に判断

1. 物の性状	●利用用途に要求される品質を満足しているか ●飛散、流出、悪臭等の発生するおそれがないか
2. 排出の状況	●排出が必要に沿って計画的に行われているか ●適切な保管や品質管理がなされているか
3. 通常の見扱い形態	●製品として市場流通し、通常、廃棄物として処理されることはないか
4. 取引価値の有無	●取引の相手方に有償譲渡されているか
5. 所有者の意思	●所有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められるか、その意思は所有者の個人的意思ではなく、「社会的に常識として認められる意思」をいう

# 廃プラスチック類の固形燃料化

1 その物の性状 通常の産廃とかわらない

---

2 排出の状況

産業廃棄物として受け取ったものを破砕・選別したのみで、混合状態で排出、販売されず放置

3 通常取引形態

様々な性状が混在。混合状態のままでは再製品化困難、固形燃料化したものは粗悪品・放置

4 取引の価値

購入した取引状況となっているが、運賃の負担が不明

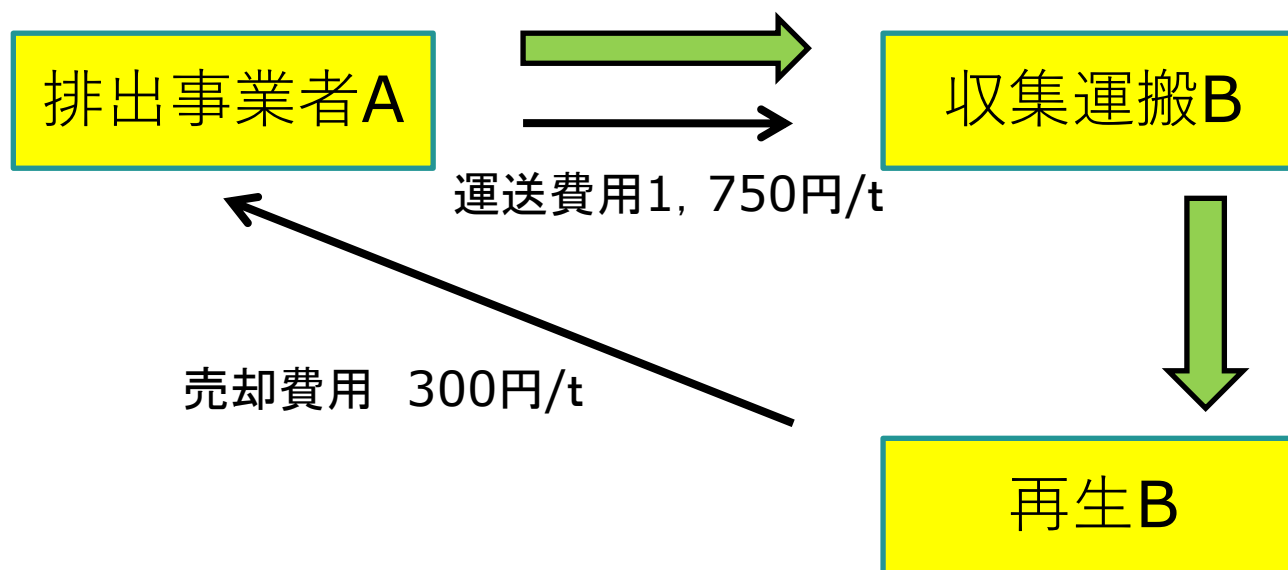
5 占有者の意志


廃棄物の中から素材の良いものを厳選し、購入としているが、無造作に野積み状態

# お金の支払いと運賃負担の目安p6

<p>①Bが物品代と運搬費を負担する場合</p>	<p>排出者等 A.引渡し側</p> <p>排出物</p> <p>産廃業者等 B.受取り側</p> <p>物品代</p> <p>運搬費</p>	<p>廃棄物に該当せず</p>
<p>②Bが物品代を、Aが運搬費を負担する場合 物品代 &gt; 運搬費</p>	<p>排出者等 A.引渡し側</p> <p>排出物</p> <p>産廃業者等 B.受取り側</p> <p>物品代</p> <p>運搬費</p>	
<p>③Aが処理料金と運搬費を負担する場合</p>	<p>排出者等 A.引渡し側</p> <p>排出物</p> <p>産廃業者等 B.受取り側</p> <p>処理料金</p> <p>運搬費</p>	<p>廃棄物に該当する</p>
<p>④Bが物品代を、Aが運搬費を負担する場合 物品代 &lt; 運搬費</p>	<p>排出者等 A.引渡し側</p> <p>排出物</p> <p>産廃業者等 B.受取り側</p> <p>物品代</p> <p>運搬費</p>	

# 手元さんかく▲ 一般的に廃棄物



 廃棄物の流れ

 金の流れ

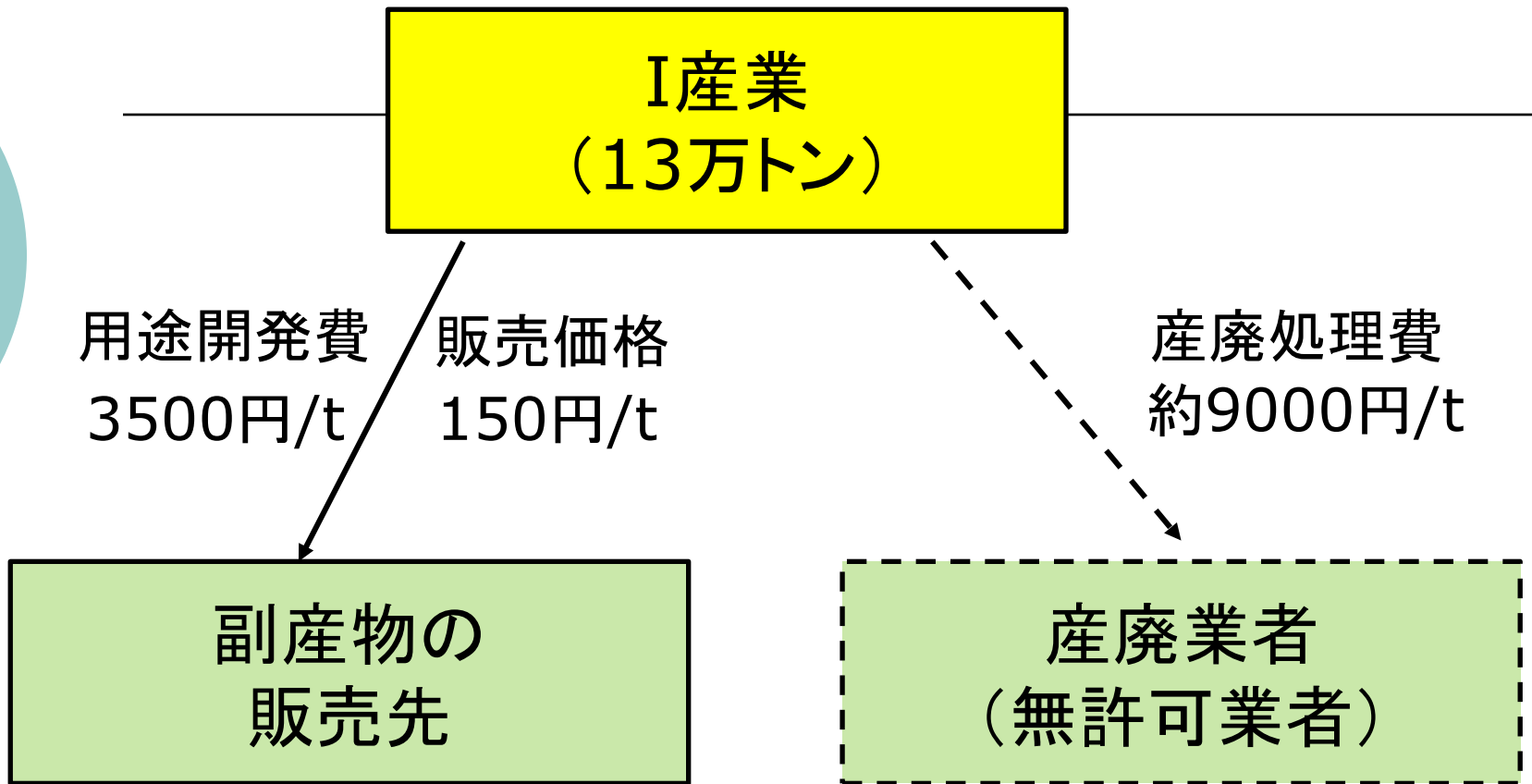
H3.10.18 衛産50 産業廃棄物対策室長通知

# 手元さんかく▲

## 有価物偽装事件（I産業）

---

- 製造工程から発生する副産物を造成工事の盛り土として「低コストの埋め戻し材」として、M県のリサイクル製品認定。
- 用途開発費の名目で販売額を上回る金額を業者に払っていた（有価物偽装）。



有害物質(六価クロムとフッ素)検出

# P6

---

CHECK  
POINT!

**「廃棄物」の判断はむずかしい! 迷いがあれば、  
必ず行政機関に相談すること**

勝手に判断すると大けがにつながるゾ!



# 1-1 廃棄物の分類

p5

廃棄物は廃棄物処理法によってそれぞれ定義されていますが、法では特殊なものを除き、まず産業廃棄物を特定し、それ以外のものはすべて一般廃棄物として、中間的なものはありません。

廃棄物は最終的に次の4つのグループ（7~13ページ参照）に分類されます。





# 一般廃棄物

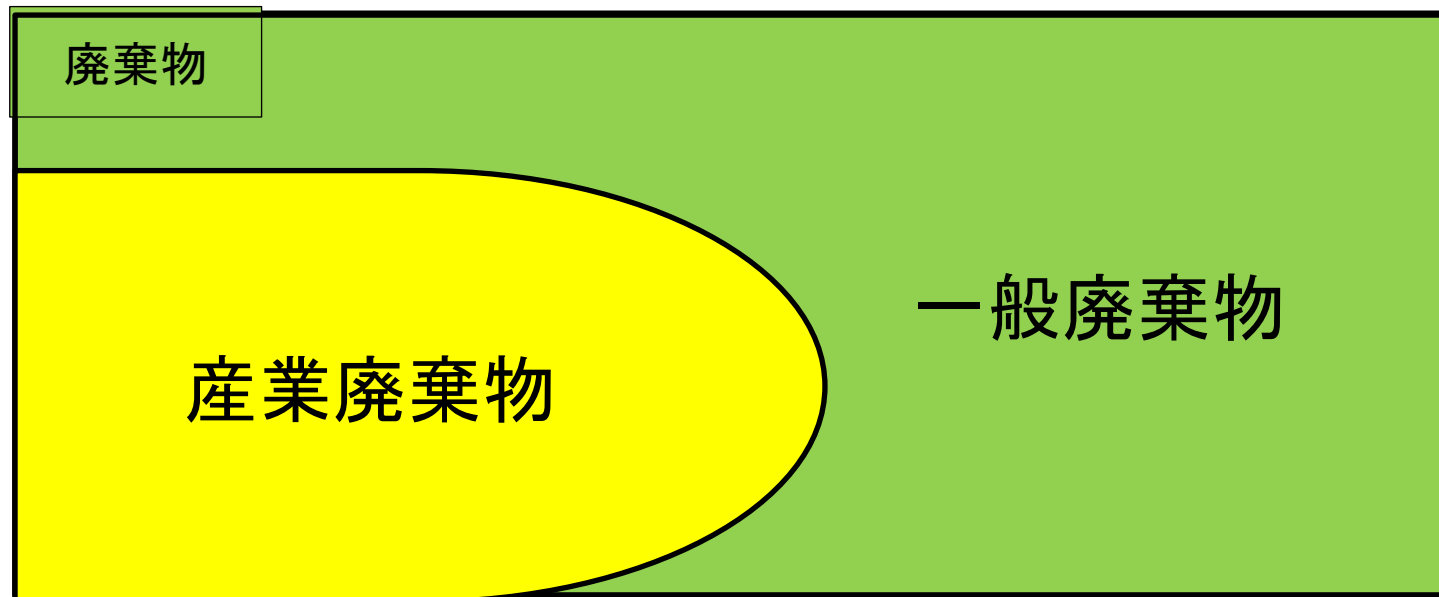
p7

●例



## 2 産業廃棄物と一般廃棄物 (法第2条第2項)

- 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物  
で、  
まず産業廃棄物が分類され、産業廃棄物以外はす  
べて一般廃棄物となる。



# 3 産業廃棄物の分類

(法第2条第4項)

産業廃棄物とは 20種類に分類

事業活動で生じた物

全ての事業活動

- (1) 燃え殻、(2) 汚泥、(3) 廃油、(4) 廃酸、(5) 廃アルカリ、(6) 廃プラスチック類、(7) ゴムくず、(8) 金属くず、(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(10) 鋳さい、(11) がれき類、(12) ばいじん

特定の事業活動

- (13) 紙くず、(14) 木くず、(15) 繊維くず、(16) 動植物性残さ、(17) 動物系固形不要物、(18) 動物のふん尿、(19) 動物の死体

(20) 産業廃棄物を処理により生じた物(例:コンクリート固形化物)

輸入廃棄物



# 排出元等が限定「紙くず」 特定の事業活動に伴う産廃

## 紙くず及び板紙など

- 建設業（工作物の新築、改築、除去によって生じたもの）
- パルプ、紙、紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの
- 出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの
- 製本業、印刷物加工業に係るもの
- PCBが塗布され又は染み込んだもの

### **(注意)** 事業系一般廃棄物

- ・ 商店や病院等事務所から排出される紙くず



# 排出元等が限定「木くず」 特定の事業活動に伴う産廃

木くず、おがくず、バーグ類など

○ 建設業(工作物の新築、改築、除去によって生じたものに限る)に係るもの



○ 木材、木製品製造業(家具製造業含む)に係るもの

○ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び  
物品賃貸業に係るもの

○ 貨物の流通のために使用したパレット等



**(注意)事業系一般廃棄物**

▪ 造園業から排出される剪定枝、枯れ葉



# 排出元等が限定「動植物性残さ」 特定の事業活動にともなう産廃

あめかす、のりかす、醸造かす、魚及び獣の  
あらなど

- 食料品製造業
  - 医薬品製造業
  - 香料製造業
- 原料として  
使用した固形状  
の不要物のみ

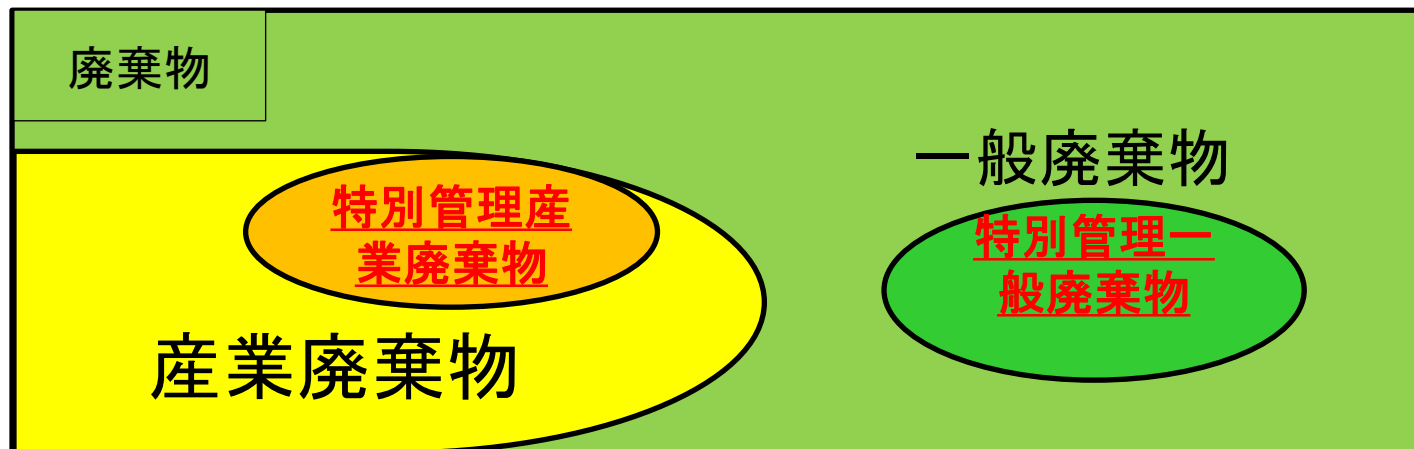
## (注意) 事業系一般廃棄物

- レストラン、弁当販売店の残飯類
- 通関手続きによる生鮮食料品の破棄

# 4 特別管理産業廃棄物

法第2条第5項 p11

- 爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの。



- 普通の産業廃棄物と処理方法等が異なる。
  - 特別管理産業廃棄物の処理基準
  - 特別管理産業廃棄物処理業の許可

<p>廃油</p>	<p>揮発油類、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油(タールピッチ類を除く)(燃えやすいもの:概ね引火点が70℃以下)</p>
<p>廃酸・廃アルカリ</p>	<p>PH(水素イオン濃度指数)が2.0以下の酸性廃液、pHが12.5以上のアルカリ性廃液</p>
<p>感染性産業廃棄物</p>	<p>感染性病原体を含むか、又は付着している産業廃棄物、若しくはそのおそれのある産業廃棄物</p>

<p>特定有害産業廃棄物</p>	<p>廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃PCB及びPCBを含む廃油</li> <li>○PCBが塗布されたり、染み込んだ紙くず・木くず・繊維くず・汚泥(事業活動から発生物)</li> <li>○PCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類(事業活動から発生物)</li> </ul>
	<p>廃石綿等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材やその他除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの</li> <li>○大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場野集じん装置で集められた飛散性の石綿など</li> </ul>
	<p>廃水銀等 有害産業廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃水銀等(廃水銀を処理したものも含む)</li> <li>○水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、廃溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン)、チウラム、シマジン、チオベンカルム、ベンゼン、セレン又はその化合物、14-ジオキサンを基準以上含んでいる汚泥、銻さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど</li> <li>○ダイオキシン類を基準以上の含んだばいじん、燃え殻、汚泥など</li> </ul>



# 感染性廃棄物・・・血液は感染性

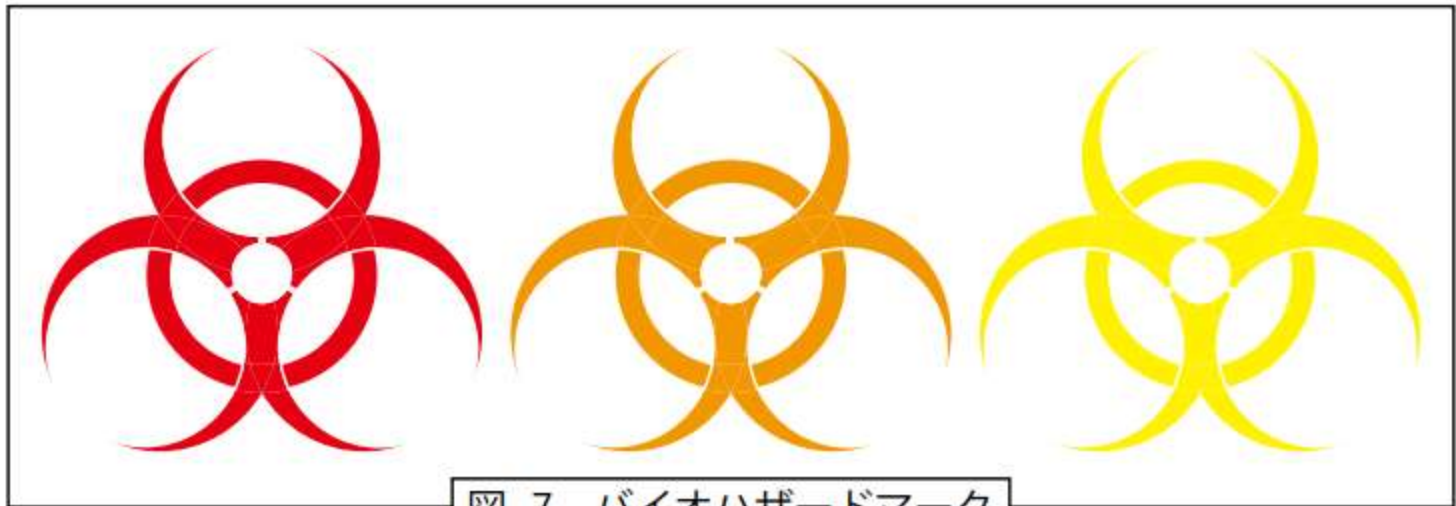


図.7 バイオハザードマーク

- ① 液状又は泥状のもの（血液等）…………… 赤色
- ② 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）…… 橙色
- ③ 鋭利なもの（注射針等）…………… 黄色



Chrysotile 白石綿



# 石綿

(社)日本石綿協会提供

Crocidolite 青石綿



# 水銀廃棄物の分類

	廃金属水銀等	水銀汚染物	水銀使用製品廃棄物
一廃	<p><b>廃水銀</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀</li> </ul>	<p>一般廃棄物焼却施設で生じる水銀を含むばいじん等 (※)</p>	<p>水銀体温計、蛍光灯等</p>
産廃	<p><b>廃水銀等</b> (「等」は廃水銀化合物)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設において生じた廃水銀等</li> <li>水銀等が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀</li> </ul>	<p><b>(特別管理産業廃棄物)</b></p> <p>特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの</p>	<p><b>水銀使用製品産業廃棄物</b></p> <p>水銀電池、蛍光灯等水銀等の使用の表示がある製品</p>
	<p><b>水銀含有ばいじん等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ばいじん、燃え殻、汚泥、銲さいのうち、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの</li> <li>廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの</li> </ul>	<p>回収した水銀</p>	<p>回収した水銀</p>
	<p>回収した水銀</p>	<p>回収した水銀</p>	<p>水銀式血圧計、水銀体温計等</p>

特管産廃

下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

斜体：例示



水銀回収義務付け対象

赤字：特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物

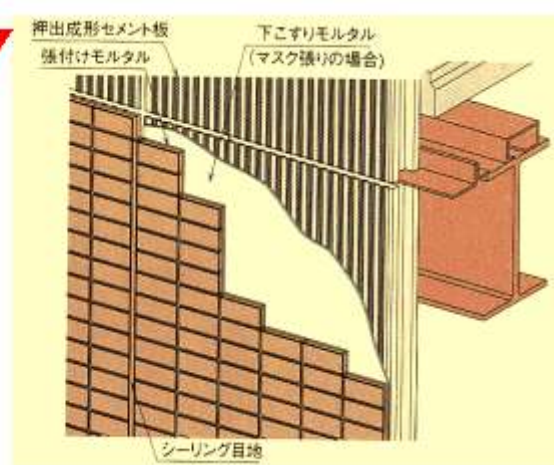
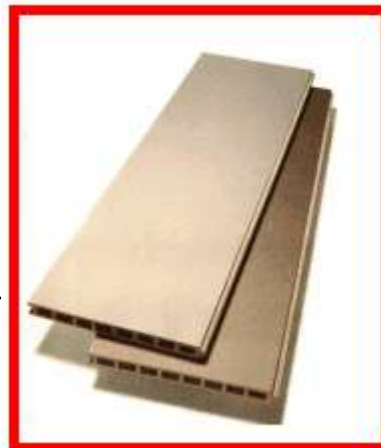
※ 一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当する

# 特別管理産業廃棄物ではないが注意を要する産業廃棄物

---

- 石綿含有産業廃棄物
- 水銀使用製品産業廃棄物





石綿含有産廃(普通産廃)

## 2 排出者責任 廃棄物の処理責任

---

一般廃棄物



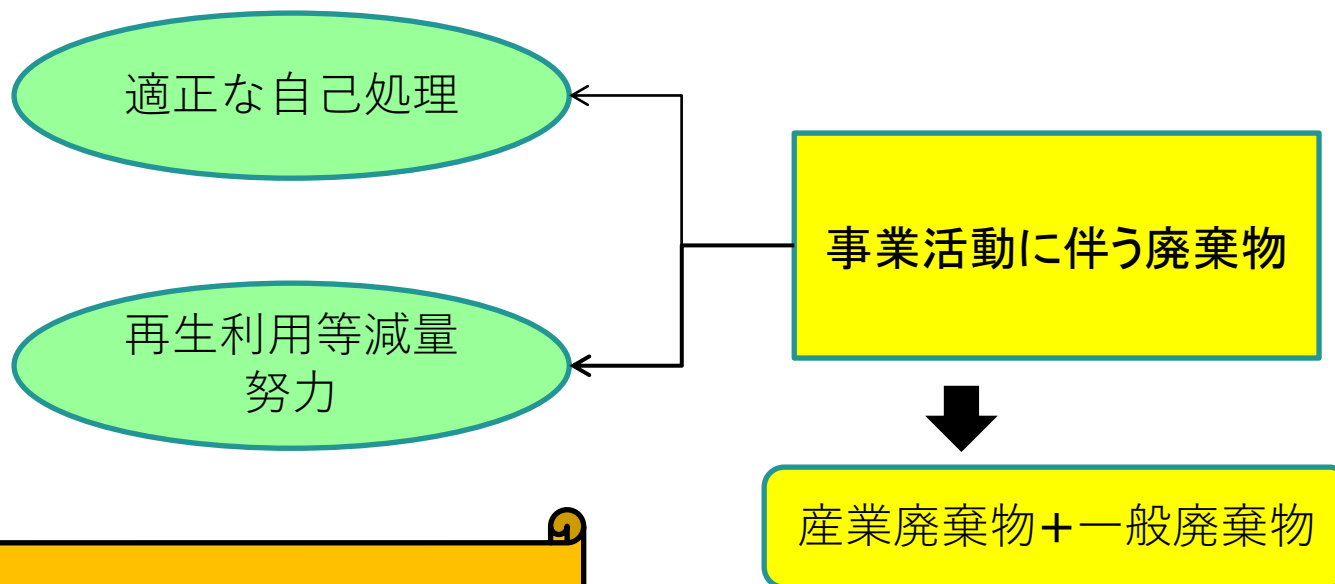
市町村責任  
市町村の処理体系

産業廃棄物



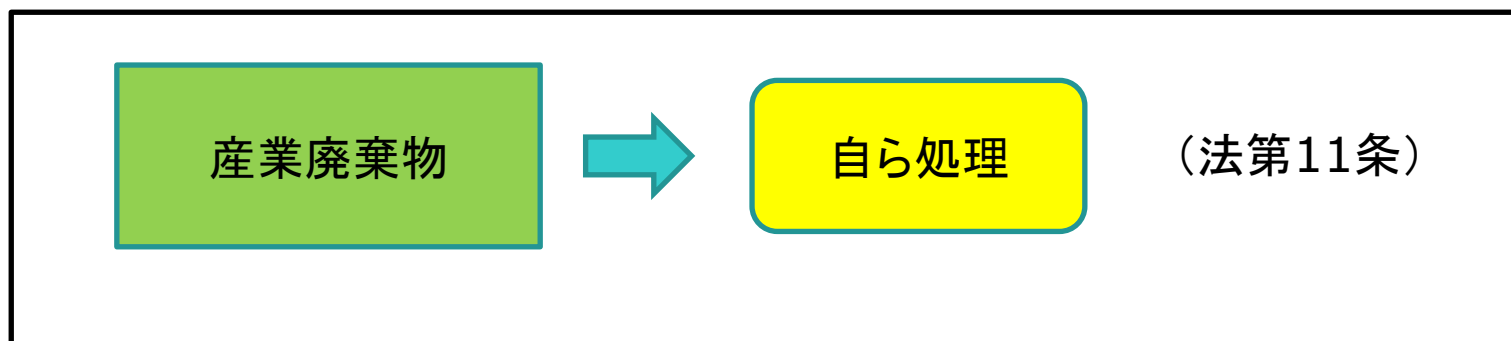
事業者責任  
産業廃棄物の処理体系

# 事業者の責務(法第3条)



適正処理の義務

# 産業廃棄物の処理 事業者の処理



↓ 委託も認められている

1. 委託契約
2. 処理の確認
3. **一連の行程(発生から処分)適正処理**

委託基準

自ら処分に相当する措置が義務となっている



# 産業廃棄物の委託基準

(マニフェスト)

委託契約

事業者



個別契約  
(書面)

産業廃棄物収集・運搬業者

産業廃棄物処分業者

確認



・処理状況の確認

・一連の行程(発生から処分)

↓  
適正処理に必要な措置

マニフェストが返送されない  
不適正処理が改善されない

マニフェスト

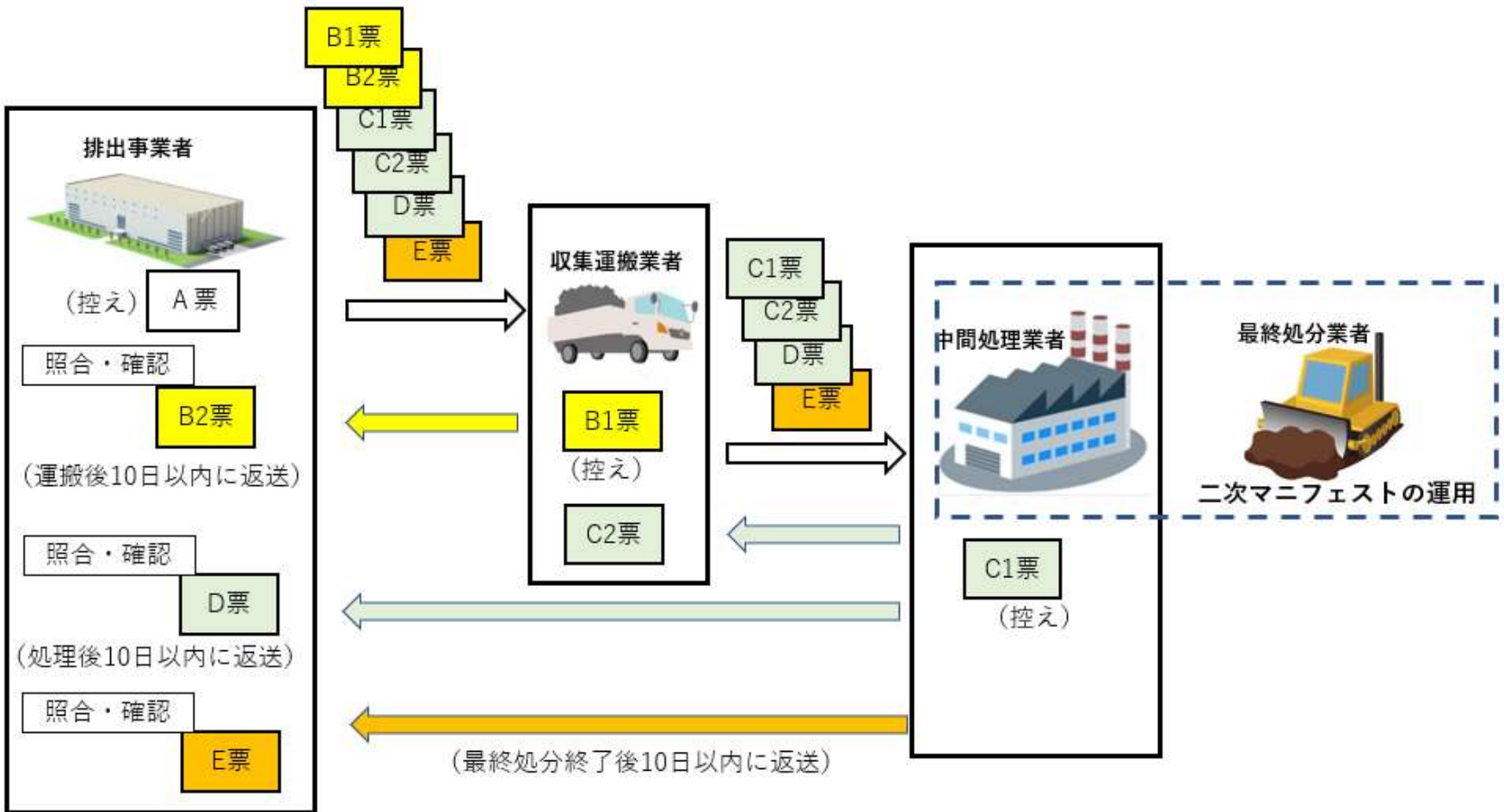
マニフェストの記載誤りのチェック、返送期限の遵守

・・・適正処理の確認

処理業者は、法で定められた期限内に

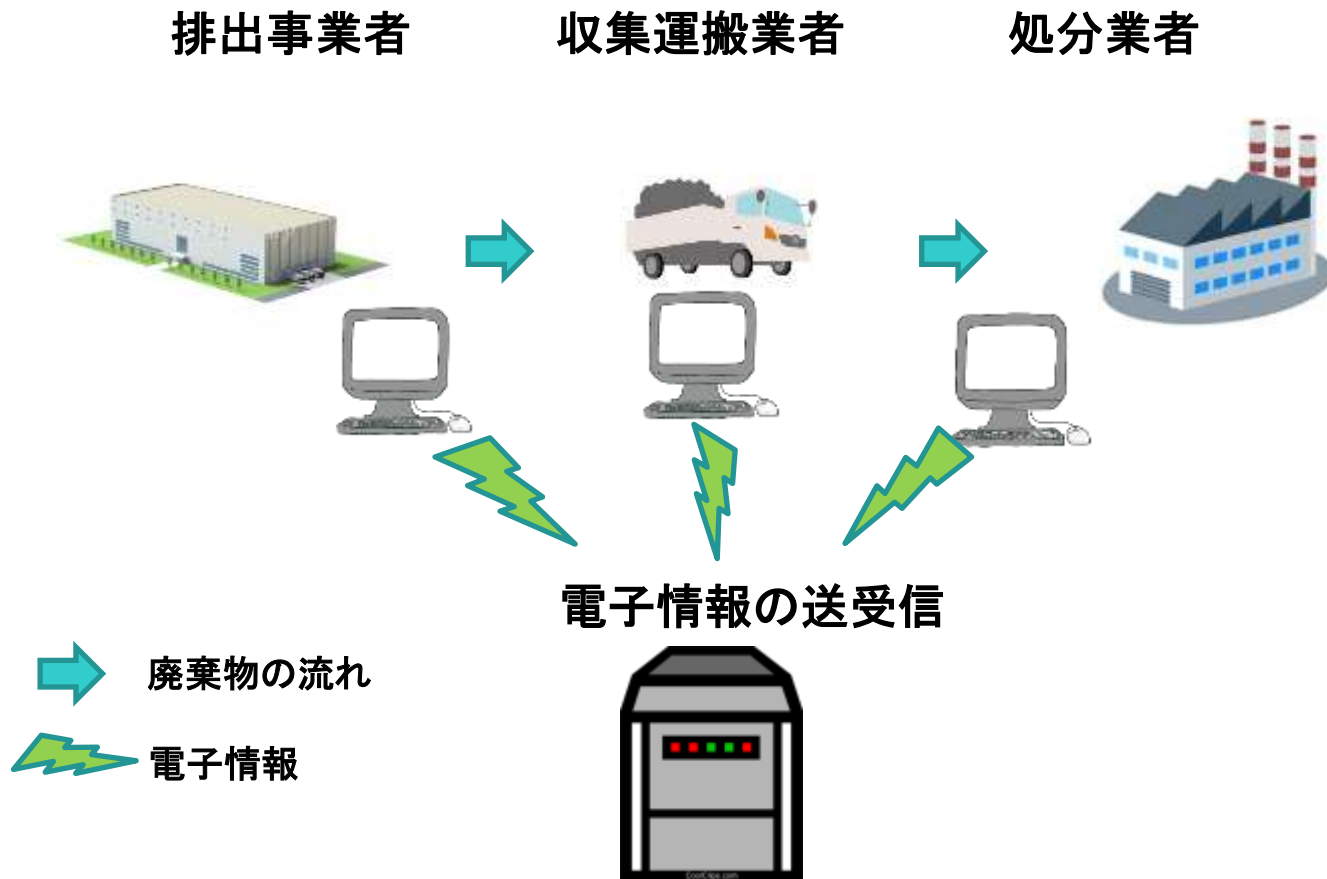
マニフェストを排出事業者へ送付

# 1-6 マニフェストの流れ p19





# 13 電子 manifests の利用 p35



(多量)特別管理産業廃棄物排出事業者に電子 manifests 使用を義務づけ!

2020年4月1日から適用

# 電子マニフェスト メリット p36

事務処理の 効率化	マニフェスト情報を簡単な入力操作で登録・報告
	マニフェスト送付が不要
	処理終了をタイムリーに確認
	処理情報の把握・有効活用
	帳簿の作成が簡単
	マニフェストの保存が不要
	マニフェスト交付状況報告が不要
法令の遵守	マニフェストの記載漏れ防止
	処理終了確認の励行
データの透 明性	第三者である情報処理センターがデータを管理・保管
	マニフェストシステム情報の変更・取消し等の履歴をシステムで管理

## 9 管理票に関する罰則

管理票に関する措置命令と罰則は次のとおりです。

義務違反	措置命令要件	罰則適用
不交付	○	○
虚偽報告	○	○
虚偽管理票交付	○	○
確認義務違反	○	×
保存義務違反	○	○



### ● 法第27条の2 (1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

- ① 管理票の不交付、不記載、虚偽記載交付
- ②③ 管理票写し不送付、不記載、虚偽記載送付
- ④ 管理票不回付
- ⑤ 写し不保存・・・5年
- ⑥ 虚偽の管理票交付(未受託)
- ⑦ 管理票なしに産業廃棄物の引渡受託
- ⑧ 運搬・処分未了虚偽報告、最終処分未通知虚偽送付
- ⑨ 情報センターへの虚偽登録
- ⑩ 情報センター未報告、虚偽報告
- ⑪ 管理票未遵守による措置命令違反

# 処理状況の確認

## 処理状況の確認

委託した処理が委託契約に沿って適切に実施されているか定期的に確認。

(**実地確認**、産業廃棄物処理業者による情報提供)

努力規定

### ○ 措置命令

不法投棄の原因が、事業者の努力義務を怠ったことが関係すれば、**現状回復の措置命令**

青森・岩手の不法投棄事件



# 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件

概要：2002年5月青森県と岩手県境で発覚、国内最大規模の産廃不法投棄事件

不法投棄量：約82万 $m^3$

関係排出事業者：10000社以上

青森・岩手県の方針

- ①排出事業者に報告徴収
- ②法律違反が確認・措置命令

特に数社の排出事業者の事業者名公表の上、措置命令

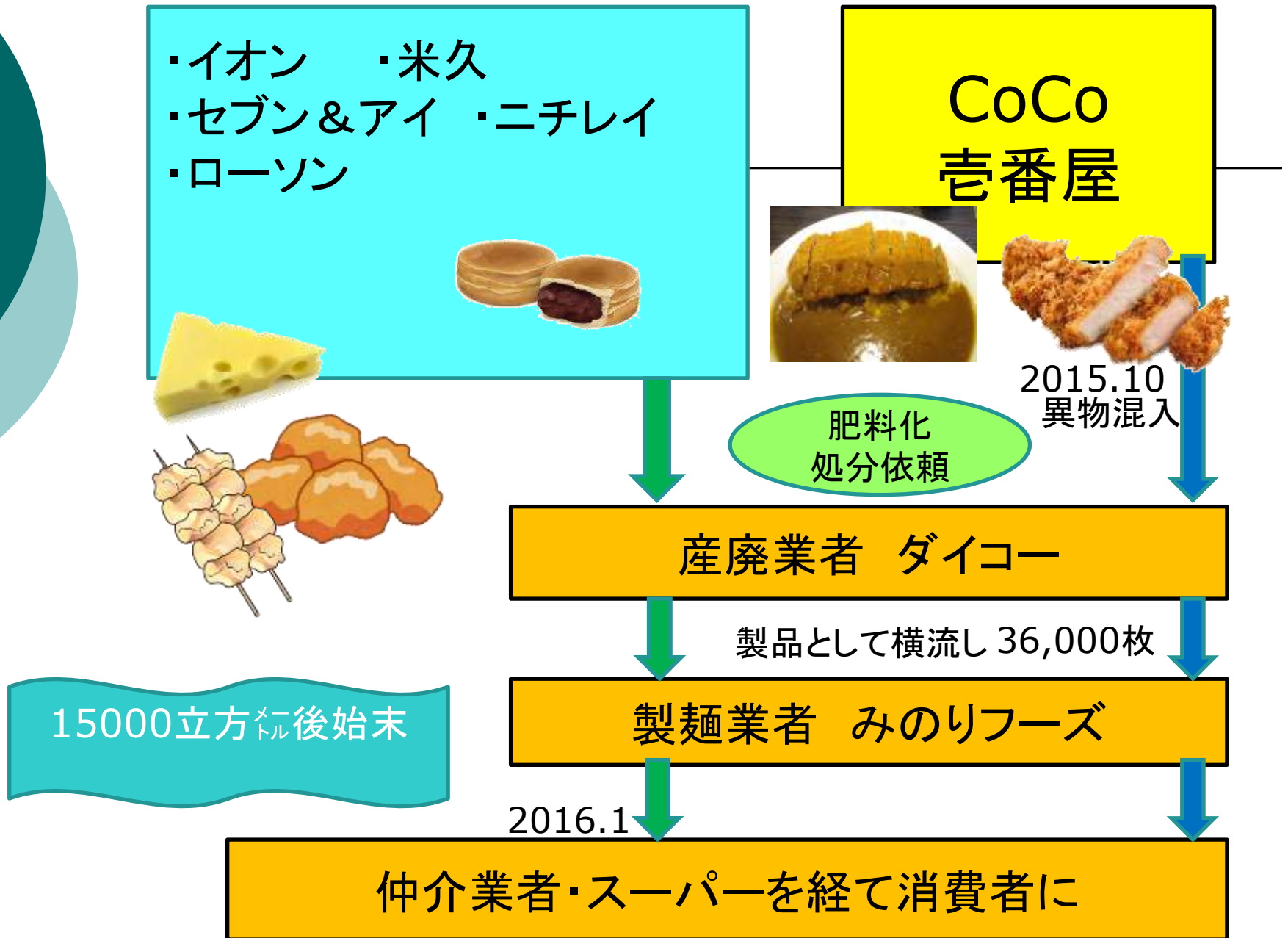


措置命令による撤去費用よりも、社名公表によるブランドイメージの失墜による企業経営への影響の方が遙かに大打撃

平成26年度までに撤去完了



# CoCo壱番屋牛かつ事件(廃棄物の横流し)



# 1-7 処理委託契約

## 1 管理票と委託契約書の関係は？



管理票を使えば改めて契約をしなくてもよいのではないかネ

とんでもない  
まず契約して、産業廃棄物が動くとき初めて管理票を使うので、契約が最初にこなくちゃ始まらないヨ



## 2 二者契約か、三者契約か？



契約は収集運搬業者、処分業者、排出事業者の三者契約が理想的で能率もいいナ…。これでいこう！

ちょっと待って！契約は二者契約です。排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者。つまり二者の契約ですよ。



## 4 契約は書面で（種類、数量、運搬先、処分（再生）の方法、再委託等）



契約は今までどおり、口頭契約でも良いだろう。堅いこと言うなヨ

何ぼやいてるんですか。契約は書面デス！排出者責任だヨ 排出者責任！



# 委託基準に違反の罰則

p119

## 6 委託基準違反の罰則は？

【法第26条】

3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はこの併科

- (1) 委託基準・再委託基準違反
- (2) 施設改善命令・使用停止命令違反
- (3) 一般廃棄物、産業廃棄物(特管)の処理改善命令違反
- (4) 施設無許可譲り受け・無許可借受け
- (5) 廃棄物の無許可輸入
- (6) 廃棄物輸入時の生活環境保全条件違反
- (7) 不法投棄・不法焼却目的での収集・運搬

# 1-8 再委託は原則禁止

p43

**事例** 4t車1台を保有して収集運搬業の許可を取得している業者が、数百トンの産業廃棄物の運搬を引き受けた。排出者は受託者が許可証を提示し、適法にやりますからと申し出たので、委託期間(10日間)内に委託業者が終了するかどうか一抹の不安があったが、委託契約者にサイン押印した。



4tトラック

数百トンの産業廃棄物  
委託期間: 10日間



pixta.jp - 22210099

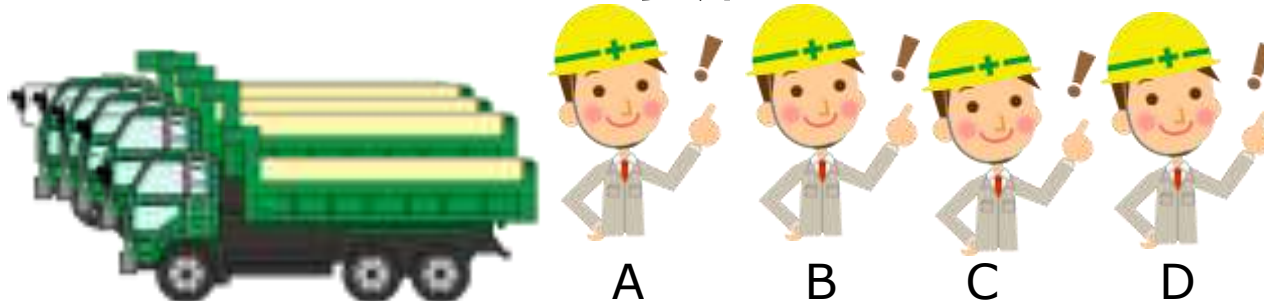
# 1-8 再委託は原則禁止

p43

## 対応

収集運搬業者は4t車1台で対応することができないので、直ちに平素から親交のある**仲間の運搬業者A、B、C、D**を呼び、各自が**10tダンプ5台**を調達し、数百トンの産業廃棄物を委託期間内に終了し、最終日はA、B、C、D4社の再委託業者が加わり祝杯をあげた

## 再委託



10tダンプ5台

# 1-8 再委託は原則禁止

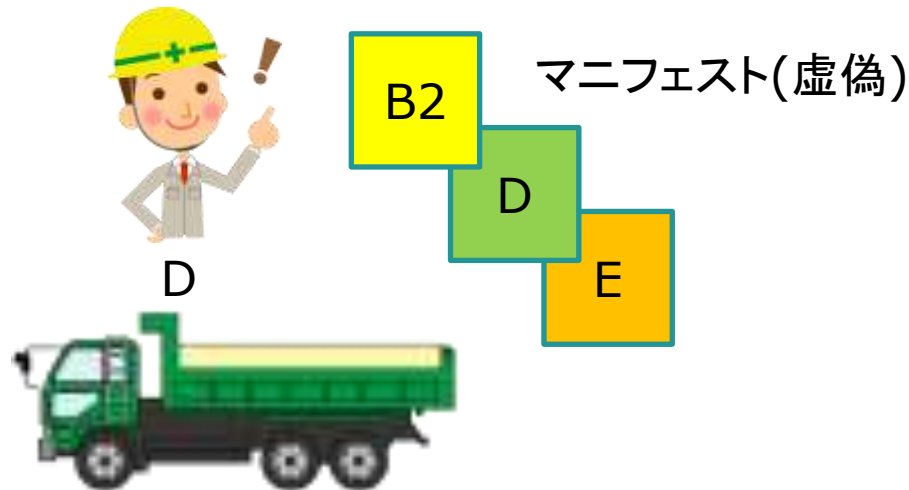
p43

## 事件発生

数日後事件が起こった。**D業者は再受託料が通常の2割安**のため所定の処分場まで運搬せず、途中の山林へ**不法投棄**していたことが発見されたのだ。**管理票のB2票、C2票、D票及びE票は適当に書いてごまかしていた。**



不法投棄





# 1-8 再委託は原則禁止

p43

## ○ 再委託は原則として禁止

(理由) 許可制度の趣旨、不適正処理を誘発するおそれ

## ○ 法の例外

- ・再委託基準を満たした場合…… **排出事業者があらかじめ承諾**
- ・施行規則で定められた場合

【法第26条】

3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はこの併科

- (1) 委託基準・**再委託基準違反**
- (2) 施設改善命令・使用停止命令違反
- (3) 一般廃棄物、産業廃棄物(特管)の処理改善命令違反
- (4) 施設無許可譲り受け・無許可借受け
- (5) 廃棄物の無許可輸入
- (6) 廃棄物輸入時の生活環境保全条件違反
- (7) 不法投棄・不法焼却目的での収集・運搬

# 1-9 建設工事に伴い生ずる 廃棄物の処理責任

p45

(原則)

## 建設工事 (解体工事を含む) に伴い発生する廃棄物の処理の原則



**元請業者** 「事業者」

「事業者」に位置づけられ、排出事業者としての責務を負う。



**下請負人** 「産業廃棄物処理業許可」

廃棄物処理業の許可及び元請業者からの  
処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処  
分を行うことはできない。

但し、下請負人が行う建設  
工事現場内で産業廃棄物  
の保管を行う場合



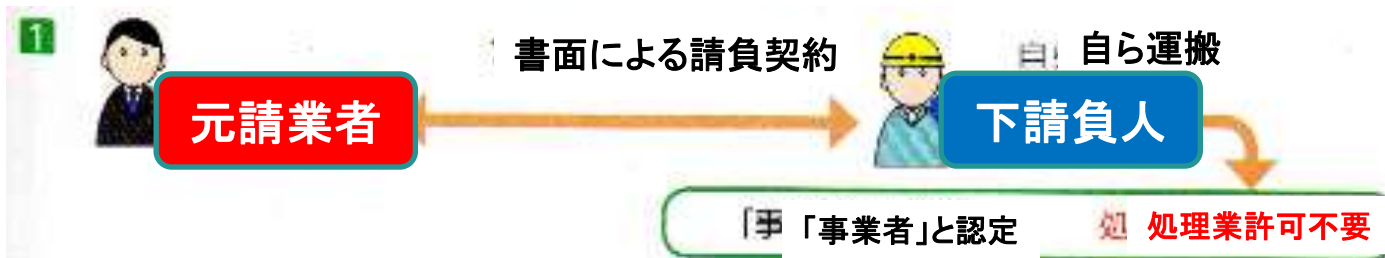
下請負人も  
「事業者」とみなす  
→ 産業廃棄物  
保管基準適用



# 1-9 建設工事に伴い生ずる 廃棄物の処理責任

p45

## (特例措置)



●下請負人が「事業者」と認定される条件

対象廃棄物	工事の種類及び請負代金	運搬の条件
建設工事に伴い 生ずる廃棄物	建設工事(維持修繕工事)又は引渡された建築物等の瑕疵の修繕工事 いずれも請負代金の額が 500万円以下であること	1回当たりの運搬量が1m <sup>3</sup> 以下
		発生都道府県内又は隣接都道府県内を運搬するもの
		運搬途中に保管を行わないもの

※別記様式 (46~47ページ参照)

2

下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合

当該下請負人を「事業者」と認定 → 委託基準を適用

建設系産業廃棄物（工作物の新築・改築又は除去に伴って発生する物）を具体的に例示すると次の表のとおりです

安定型産業廃棄物	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるもの
	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	廃プラスチック類	
	金属くず	
	ゴムくず	
管理型産業廃棄物	汚泥	
	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	有機性のものが付着、混入したもの
	廃プラスチック類	有機性のものが付着、混入したもの
	金属くず	有機性のものが付着、混入したもの
	木くず	
	紙くず	
	繊維くず	
	廃油	
	燃え殻	

P12

# 安定型最終処分場

p56

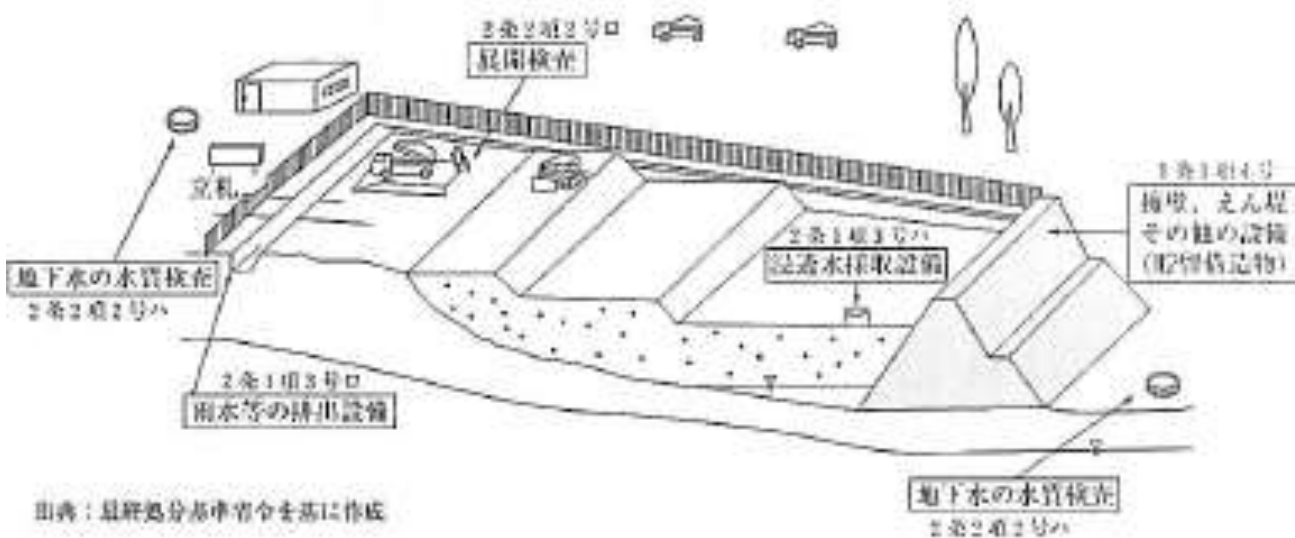
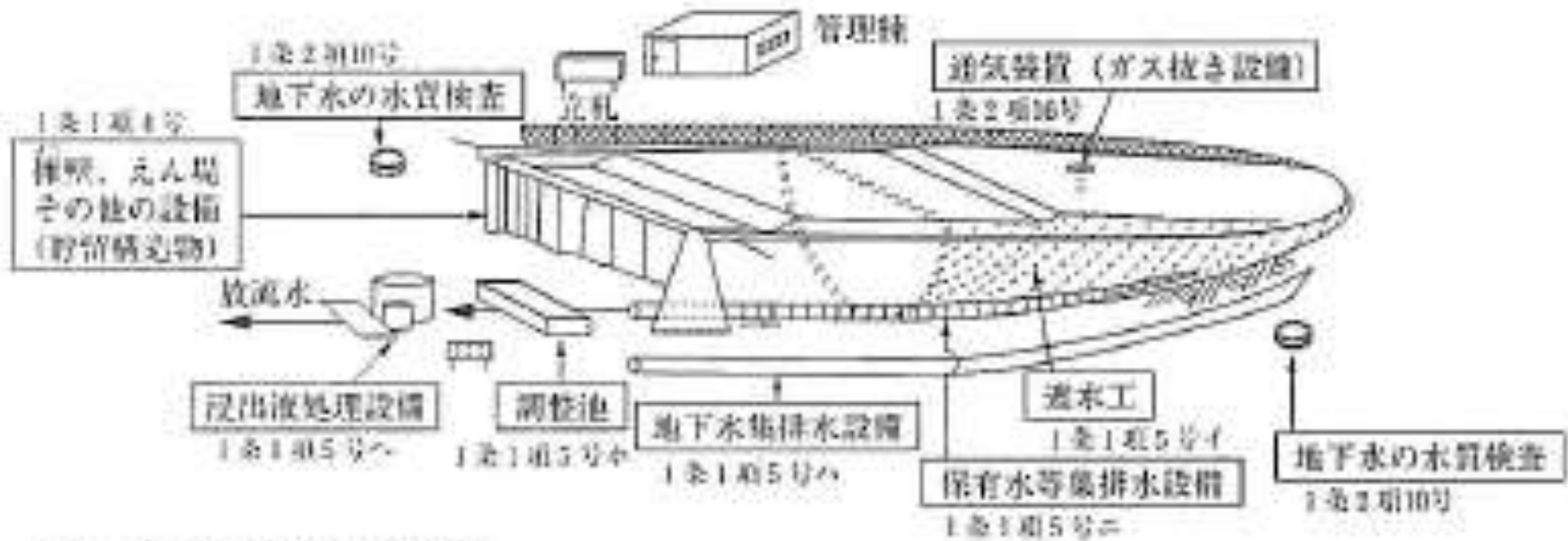


図7.4 安定型最終処分場

「有害物質や有機物等が付着していないこと」

# 管理型最終処分場 p56



出典：最終処分基準省令を基に作成

図7.5 管理型最終処分場

「有害物質の濃度が判定基準以下であること」

# 適正処理確保

排出事業者

処理処分

処理基準の遵守

収集運搬

処理処分

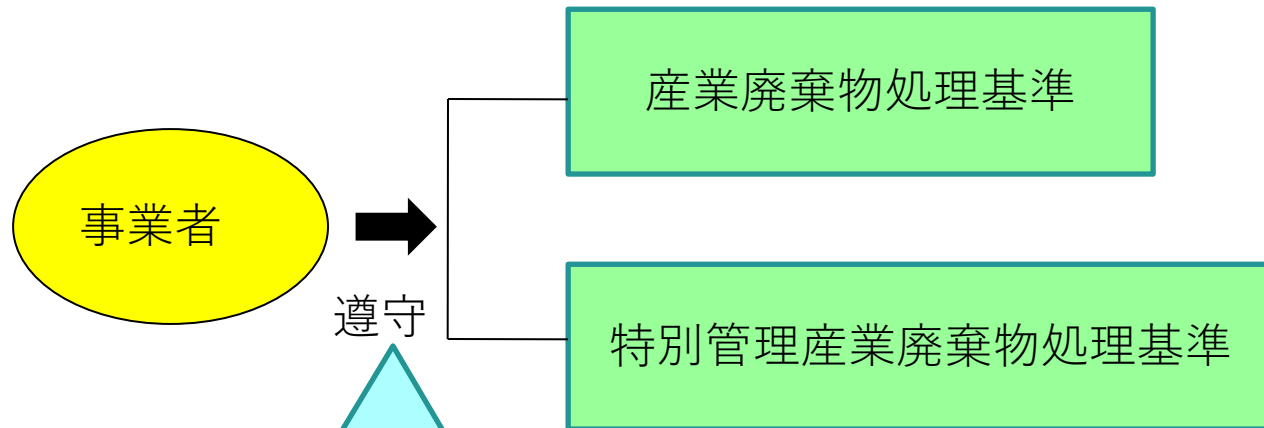
委託処理  
処理業

委託基準  
の遵守

# 3 処理基準

## 産業廃棄物処理基準

---



自ら処理する場合は、  
処理基準を遵守  
委託の場合は処理  
業者が基準遵守

# 産業廃棄物処理基準

---

産業廃棄物処理基準

特別管理産業廃棄物処理基準

- (1) 収集運搬基準
- (2) 処分・再生基準  
(埋立・海洋投入以外)
- (3) 埋立処分基準
- (4) 海洋投入処分

# 1-11 産業廃棄物の収集運搬基準

## p52

### 1 収集又は運搬を行う場合の措置

1 産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。

飛散流出の防止

- ・産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ・収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

悪臭・騒音・振動の生活環境保全上支障ない必要措置

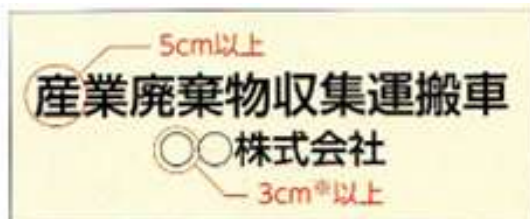
- 2 収集・運搬のための施設（車両、船舶、）は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、船舶、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出し、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 4 運搬車等を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、「表示」及び「書面の備え付け（携帯）」を行うこと。
- 5 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬は、当該産業廃棄物を破砕することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集・運搬を行うこと。
- 6 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、**産業廃棄物保管基準\***等を遵守すること。
- 7 産業廃棄物の保管は、基準に適合する積替え保管を行う場合を除き、行ってはならないこと。
- 8 **特別管理産業廃棄物**を運搬する場合は、別に基準が追加される。（54ページ5参照）



# (1) 収集運搬基準

p52

## 2 運搬車等への表示義務及び収集運搬時の書面携帯義務



車体への表示  
40ポイント（縦横50mm）以上の文字

### 備え付け書面

- ① 許可証の写し
- ② マニフェスト（以下のいずれか）
  - 紙：交付されたもの
  - 電子：電子マニフェスト使用証の写し

# 積替え、保管の基準

p54

## 3 積替えを行う場合の基準

- 1 周囲に囲いを設け、産業廃棄物の積替え場所であることの表示をすること。
- 2 産業廃棄物が飛散・流出したりしないようにするとともに、汚水が生ずる場合は排水溝等を設置したり、地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆ったりすること。また、悪臭が発散しないようにすること。
- 3 ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合は、当該産業廃棄物がその他の産業廃棄物と混合するおそれのないよう、積替え場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

囲い、積替表示板

## 4 保管を行う場合の基準

- ①運搬先が定められている
- ②適切に保管できる量  
(平均排出日量 × 7 を超えない量以内)
- ③性状に変化のないうち搬出
- ④石綿含有産廃、水銀使用製品産廃がある場合、仕切り

# 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の処理基準

---

- ①委託契約書、マニフェスト、産廃保管掲示板に含有明記
- ②収集・運搬で破碎しない、混合しない
- ③保管に仕切り
- ④処分・再生は大気中に飛散しない
- ⑤安定型最終処分場へは埋め立てない

特に蛍光灯注意

# 特管産廃の収集・運搬基準

---

## 収集・運搬を行う者

→ 特管産廃の種類 + 取扱う際の注意

→ 文書に記載し、文書を携帯

例外) 運搬容器に表示

取扱いに注意を要するので  
基準が厳しい

# 中間処理基準 (処分・再生基準)

イ

## 産廃の焼却

産廃の焼却は**焼却設備**を用いる \* 構造基準に合致

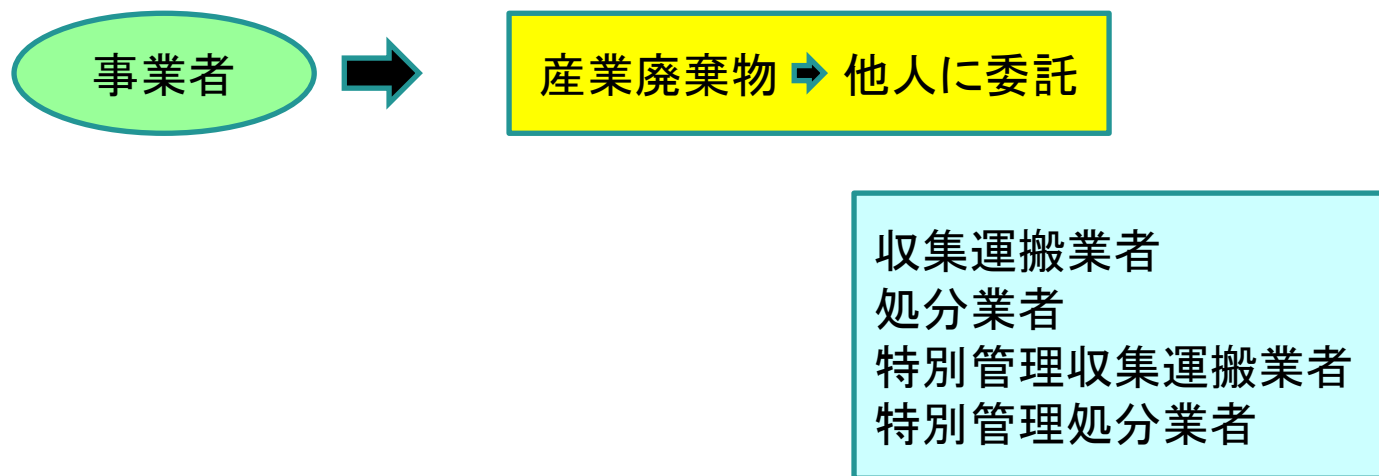
焼却施設の構造	<ul style="list-style-type: none"><li>①空気取入口、煙突先端のみ外気と接触 <b>燃烧ガス温度800度以上</b></li><li>②必要な量の空気の通風</li><li>③外気と遮断して定量供給</li><li>④燃烧ガス温度測定装置</li><li>⑤助燃装置</li></ul>
---------	---

環境大臣の定める方法で焼却 (平成9年8月29日 厚告178)

焼却方法	<ul style="list-style-type: none"><li>①煙突の先端以外から、燃烧ガスの排出なし</li><li>②煙突の先端から、火災、黒煙の排出なし</li><li>③煙突から焼却灰、未燃物の飛散なし</li></ul>
------	--

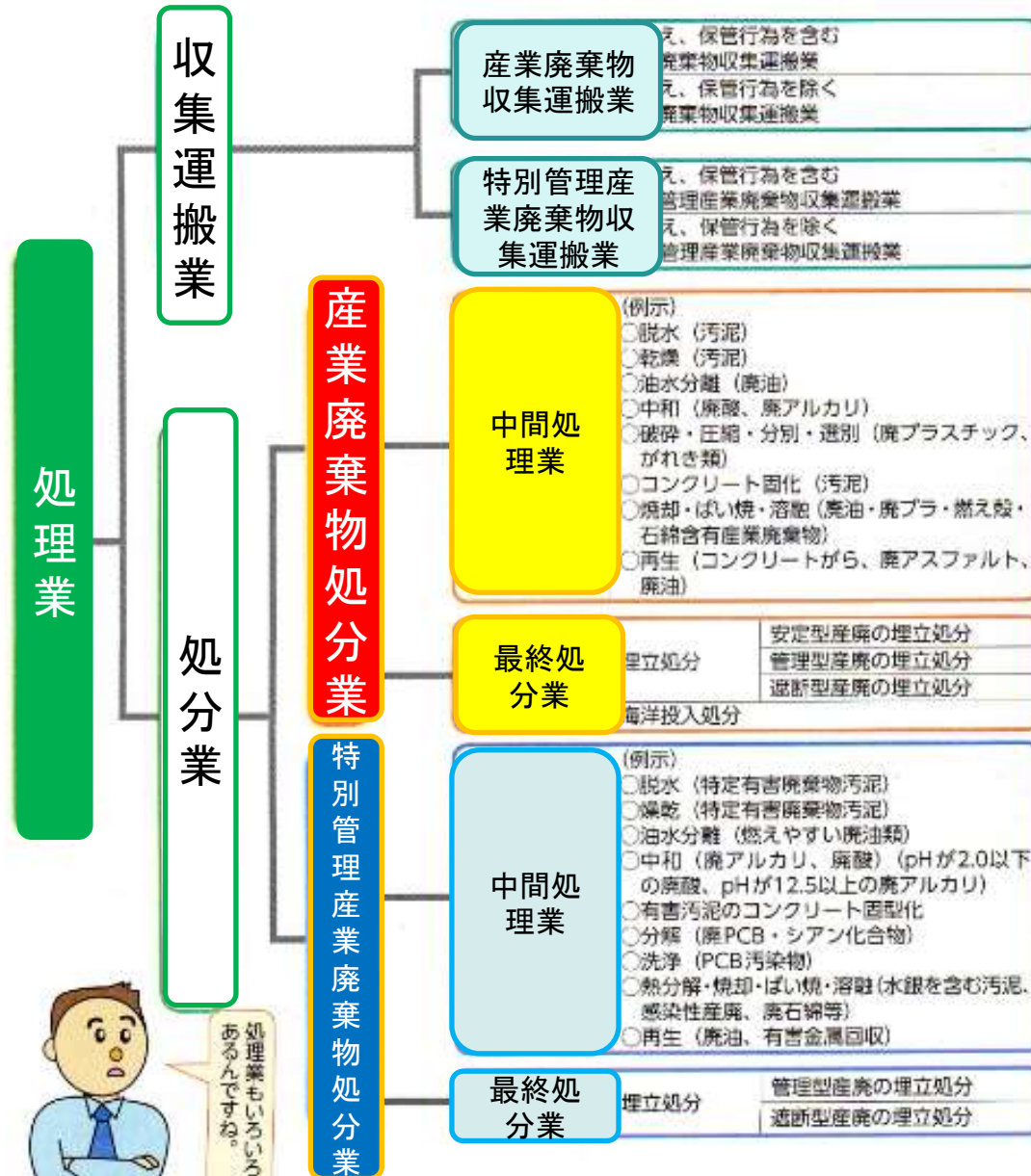
# 産業廃棄物処理業

p67



# 1-13 産業廃棄物処理業の営業許可

p67



処理業もいろいろあるんですね。



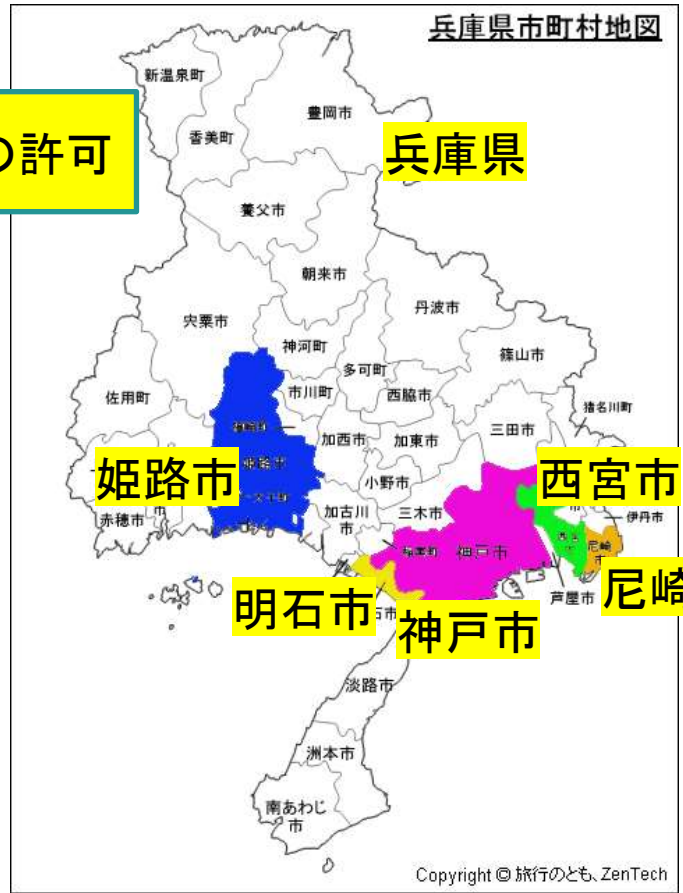
# ○ 他人の産業廃棄物を業として処理・・・許可

申請者



管轄する都道府県知事の許可

- ① 都道府県の区域で収集運搬業を行う場合 (②、③の場合を除きます)
  - ➡ 知事許可のみが必要
- ② 1つの指定都市又は中核市等の区域でのみで産業廃棄物の収集運搬業を行う場合
  - ➡ 市長許可のみが必要 (知事許可は不要)
- ③ 都道府県の区域で収集運搬業を行うが、中核市等の区域に「積替施設」を設置している場合
  - ➡ 知事許可及び市長許可の両方が必要



政令市は同じ権限

兵庫縣 神戸市  
 姫路市  
 尼崎市  
 西宮市  
 明石市



# 許可の基準

p69

## 3 産業廃棄物収集運搬業の許可の基準

省令第10条 法第14条第5項第1号（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準

### 1 施設基準

飛散、流出、  
悪臭  
地下浸透

おそれのない

運搬車、船  
容器等、積替  
施設

### 2 能力基準

- ①的確実施の知識・技能のある者
- ②経理的基礎のある者

欠格要件

該当しないこと

# 欠格要件

p59

- ① 心身の故障でその業務を適切に行えない者
- ② 破産手続開始の決定を受け復権得ない
- ③ 禁錮以上の刑で5年を経過しない者
- ④ 次の法律違反で罰金、5年未経過
  - 廃棄物処理法、浄化槽法、環境保全関係法規違反
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反
  - 刑法(傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任)
  - 暴力行為等処罰に関する法律違反

## 欠格要件 (2)

p59-60

- ⑤ 廃棄物処理業許可取消で重大な違反(業許可取消①②)、浄化槽法の業許可取消5年を経過しない者
- ⑥ 一廃処理業・産廃処理業、浄化槽清掃業の許可取消通知後、処分決定までに、廃業届した者で届出日から5年を経過しない者。
- ⑦ ⑥の取り消し通知日60日前以内に廃業届した者で届出日から5年を経過しない者
- ⑧ 暴力団員等

# 1-15 名義貸しの禁止 p75

自己の名義

▶ 他人に産廃、特管産廃の  
収集運搬、処分を業として  
行わせること



名義を  
貸してください

だめ、ダメ！  
貸した方が危ないよ  
罰金一千万円を  
知っているのか？



▼  
**禁止**

【法第25条】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科

(6) 名義貸しの禁止違反

# 1-18 優良産業廃棄物処理業者 認定制度

p61

---

- 産業廃棄物処理業の優良化促進  
事業の実施に関する能力・実績が一定要件（優良基準）を満たす  
許可の有効期間 5年→7年
- 優良基準
  - ①遵法制、②透明性、③環境配慮
  - ④電子マニフェスト、⑤財務体制健全

# 優良基準

p81－82

## 1 遵法性

- ・5年以上産廃処理業営業
- ・廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分なし

## 2 事業の透明性

- ・取得許可内容、産廃処理状況、施設の維持管理状況など一定の情報をインターネット公表(6ヵ月以上)

## 3 環境配慮の取組

- ・ISO14001やエコアクション21などの認証取得

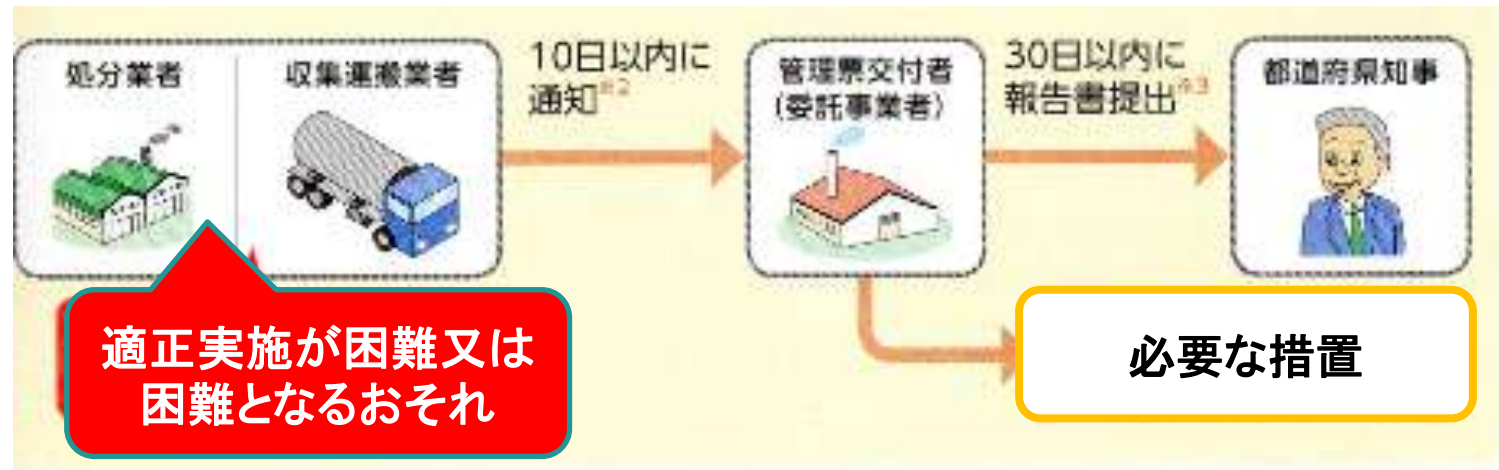
## 5 財務体質の健全性

- ・直前3事業年度のいずれかで、自己資本比率が10%以上
- ・法人税等を滞納していない

## 4 電子マニフェスト

- ・電子マニフェストシステム(JWNET)に加入。電子マニフェストが利用できること

# 1-19 「処理困難」通知義務 p83



## 委託事業継続困難

### 処理困難事由

- ①破損その他、事故、
- ②事業の停止、
- ③施設の休止、
- ④埋立終了(最終処分場)、
- ⑤欠格要件該当、
- ⑥行政処分、
- ⑦産廃施設許可取消、
- ⑧産廃施設改善命令・措置命令



# 産業廃棄物処理業の許可 要・不要

---

## ○ 散歩道

- 1 親会社の子会社の産業廃棄物引取
- 2 産業廃棄物処理の子会社設立
- 3 工場内で、別法人の会社に運搬処理
- 4 複数の事業場から、1つの事業所に集めて、処分
- 5 下取り行為



# 親会社・子会社の一体的処理の拡大

---

- 一体的な経営を行う要件であると
- 都道府県知事の認定を受けた場合は、
- 親会社・子会社は廃棄物処理業の許可を受けないで、
- 相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができる。

# 1-24 廃棄物の投棄の禁止 p92

「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」

## ●不法投棄は犯罪



**不法投棄は環境犯罪**

【法第25条】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科

(12) 廃棄物の投棄禁止違反(未遂にも適用)

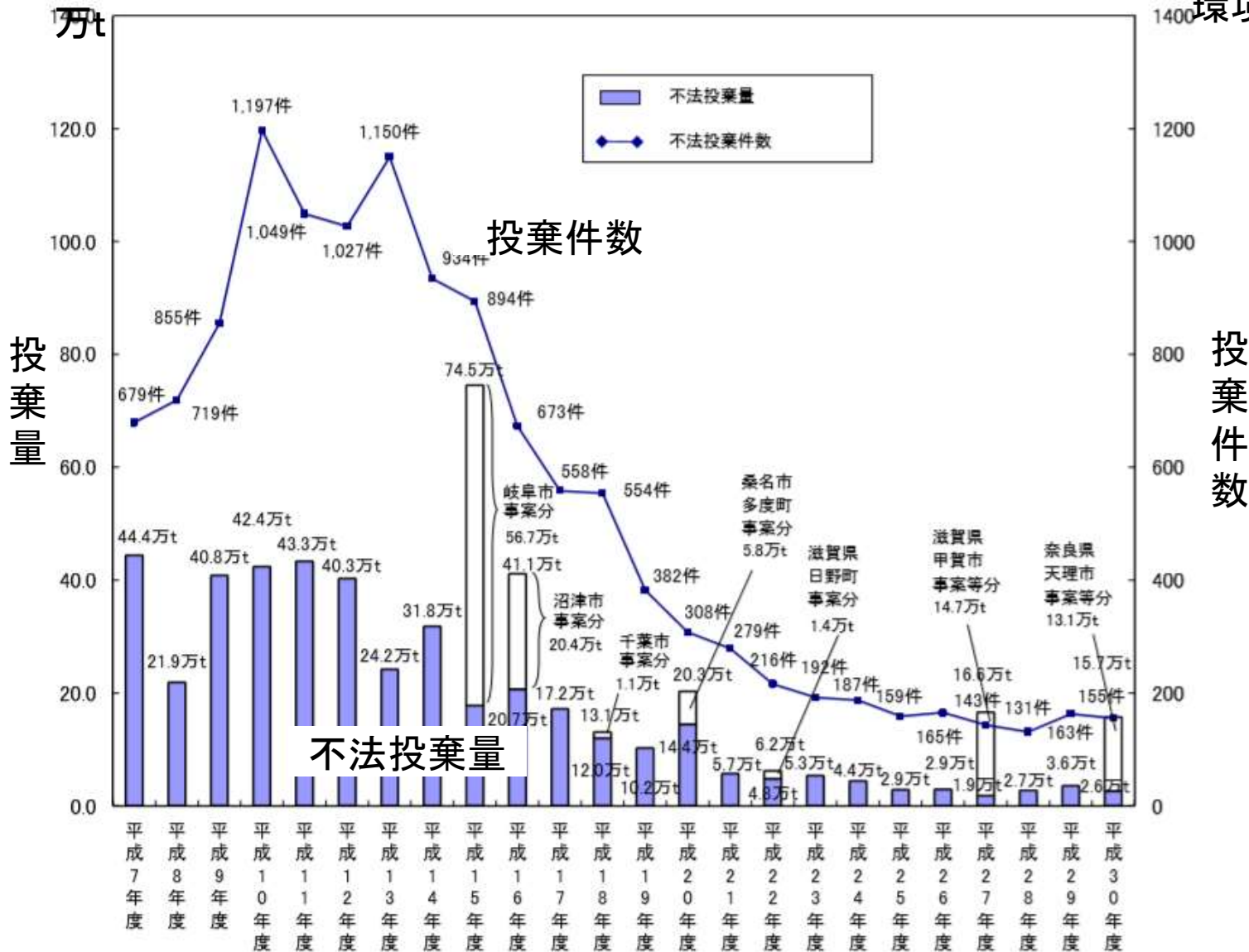
(13) 廃棄物の焼却禁止違反(未遂にも適用)

## 法人両罰規定

**法人に対して1億円以下の罰金**

# 不法投棄件数と投棄量の推移

環境省資料



# 香川県豊島産業廃棄物不法投棄事件

## 【事件の概要】

- ・時期：**兵庫県警**が1990年に摘発(1978年から不法投棄)
- ・実行者：産廃業者(破産)
- ・廃棄物品目：**シュレッダーダスト等**
- ・摘発後の動き
  - 一住民は1993年に同社や排出事業者、香川県を相手訴訟地裁で住民側全面勝訴。1997 県と住民で撤去の合意



隣接の**直島**で溶融処理

**2017年6月撤去完了**

香川県 豊島

不法投棄量：約51万m<sup>3</sup>

# 1-25 野外焼却の禁止

p93

- 「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。」

例外① 処理基準に適合

② 他の法令、これに基づく処分

(家畜伝染病予防法、あへん法)

③ 公益上、社会慣習上やむを得ない

(震災、風俗習慣、農業など)

・ 平成12年法改正で、「焼却禁止の例外」を除き、何人も焼却禁止

・ 自己物か他人物か関係なく、また、一廃と産廃の区別なく野外焼却禁止

・ 平成15年改正で不法焼却未遂、平成16年改正で不法焼却目的での  
収集・運搬した者への罰則



## 公益上、社会習慣上やむを得ない

---

- 国、地方公共団体：施設管理  
→ 必要な焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害等：災害予防、応急対策、復旧→ 必要な焼却
- 風俗慣習上、宗教上の行事  
→ 必要な焼却
- 農業、林業、漁業→ やむを得ない焼却
- たき火等日常生活→ 軽微な焼却

## 2-3 罰則の強化

p119

---

- 無許可業者等に関する罰則(第25条)
- 委託基準違反、命令違反等に対する罰則(第26条)
- 産廃管理票の虚偽記載・交付等に対する罰則(第27条の2)
- 届出違反等に関する罰則(第30条)
- 法人等両罰規定(第32条)

# 法人等両罰規定 (第32条) p120

- 違反行為があった場合には、違反者のみではなく、その法人も罰せられる。
- **1億円以下の罰則**
  - 無許可営業
  - 不正な手段による処理業許可取得
  - 事業範囲の無許可変更
  - 不正な手段による処理業の変更許可取得
  - 環境大臣の無確認輸出(未遂)
  - 廃棄物不法投棄(未遂)
  - 廃棄物の不法焼却(未遂)



# 法人等両罰規定(法第32条)

---

- 違反行為があった場合には、行為者を罰するほか、その**法人も罰**せられる。
- 各本条の**罰金刑**
  - 25条1項 ⑤～(前項以外) 事業停止命令など
  - 27条(無確認輸出予備罪)
  - 27条の2(マニフェスト)
  - 28条(土地の形質変更違反)
  - 30条(届出違反)

# 不法処理には3つのペナルティーが...

- 刑事罰  
(罰金)
- 行政罰  
(措置命令、営業停止、許可取消し)
- 社会罰  
(公表)



不法投棄



エコアクション 受託業者を 選び出し  
 ~受託者選定は 慎重にしましょう。~

おわり

疫病退散  
アマビエ



ありがとうございました